(参考資料) 3. 別表第三 (第六条の二関係)

六	五	рц	Ξ	=	_	
取得(第三条の二第二項各号に掲げる事項に係る議案に係るものを除く。)のは、第三条の二第二項各号に掲げる事項に係る議案に係るものを除く。)一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得(取得者等の所有等割一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得(取得者等の所有等割定する上場会社等の議決権の取得若しくは令第二条第十六項第三号に規定する株式への法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規	百分の十以上となる場合に限る。)	百分の三未満から百分の三以上百分の十未満となる場合に限る。)運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得(取得者等の所有等割合が定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の表において「取得者等がする株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得(当該取得者等の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得者等の実質保有等議決権の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得者等の実質保有等議決権の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得者等の実質保有等議決権の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得者等の実質保有等議決権の数を合計した純株式数の当該上場会社等の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純株式数の当該上場会社等の密接関係者」という。)が所有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合(以下この表において「取得者等の所有等割合」という。)が百分の一未満から百分の一以上百分の三未満となる場合に限る。)		法第二十六条第二項第一号に規定する会社の株式又は持分の取得	第一欄
外国投資家	外国投資家	もの 直接投資等の報告をしたもの以外の 直接投資等の報告をしたもの以外の 基づく同一の上場会社等に係る対内 特定国有企業等及び過去にこの項に 特定国投資家で許認可等金融機関等、	資等の報告をしたもの以外のもの 三号イに規定する第一種金融商品取 明本号に掲げるもの(以下この表に す。)、令第三条の二第一項の規定に う。)、令第三条の二第一項の規定に う。)、令第三条の二第一項の規定に 方。)、令第三条の二第一項の規定に 方。)、令第三条の二第一項の規定に 方。)並びに過去にこの項に基づく 大はいて「特定国有企業等」とい 表において「特定国有企業等」とい		外国投資家	第二欄
対象業種	対象業種以外の業種	対象業種	対象業種	が定める業種以外の業種に規定する財務大臣及び事業所管大臣対象業種であつて、第三条の二第三項	の業種 の業種 の業種 の業種 の業種 の業種 の業種 の業種	第三欄
十一の二の二第	十別紙様式第	十 別紙様式第	十一の二の二第	十一の二	十別紙様式第	第四欄

業種 業種 東業所管大臣が定める業種以外の 及び事業所管大臣が定める業種であつて、 事業所管大臣が定める業種であつて、 事業所管大臣が定める業種であつて、	外国投資家	法第二十六条第三項に規定する特定取得	十六
対象業種以外の業種	外国投資家	令第二条第十六項第七号に規定する共同議決権行使同意取得	士五.
	外国投資家	令第二条第十六項第六号に規定する議決権代理行使委任	十四四
	外国投資家	令第二条第十六項第四号に規定する議決権代理行使受任	+ =
	外国投資家	令第二条第十六項第一号に規定する社債の取得	+ =
	外国投資家	継第二十六条第二項第八号に規定する事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承法第二十六条第二項第八号に規定する事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承	+ -
	外国投資家	法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け	+
	外国投資家	法第二十六条第二項第二号に規定する会社の株式又は持分の譲渡	九
	外国投資家	令第二条第十六項第二号に規定する出資証券の取得	八
	特定国有企業等	割合以上百分の十未満となる場合に限る。)財務大臣が特に認めた割合(以下この項において「特定割合」という。)未満から特定運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得(取得者等の所有等割合が定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規	七
	第二欄	第一欄	